

令和 8 年 監査公表第 3 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき実施した財政援助団体等監査（公益社団法人 大野城市シルバー人材センター）の結果を同条第 9 項の規定により公表する。

令和 8 年 3 月 10 日

大野城市監査委員 中 村 明 彦
大野城市監査委員 松 田 美 由 紀

財政援助団体等監査（公益社団法人 大野城市シルバー人材センター）の結果

1 監査の概要

大野城市監査基準（令和2年監委基準第1号）に基づき、次のとおり監査を実施した。

(1) 監査の実施期間

令和7年12月15日から令和8年3月10日まで

(2) 監査対象補助金等

大野城市シルバー人材センター運営費及び事業費補助金 ~~令和6年度~~・令和7年度

大野城市高齢者生きがい創造センター指定管理者交付金 ~~令和6年度~~・令和7年度

(3) 調査事項

ア 団体の概要及び分掌する事務・職員配置状況等について

イ 補助金等に係る事務手続き及び会計経理について

ウ 補助対象事業の実績及び実施状況について

(4) 監査の着眼点

監査対象補助金等に係る出納その他の事務が、当該補助金等の目的に沿って適正に執行されているかに意を用いて実施した。

(5) 監査の方法

予備監査として、シルバー人材センター及び所管課（大野城市すこやか福祉部すこやか長寿課）から提出された関係書類の確認を行うとともに、必要に応じて両者へ質疑等を行った。

また、本監査として、令和8年2月13日に大野城市高齢者生きがい創造センターにおいて、両者から調査事項について説明を受け、質疑等を行った。

2 監査の結果

監査対象補助金等に係る出納その他の事務は、当該補助金等の目的に沿っておおむね適正に執行されていることが認められた。

なお、監査の過程において行った事務上の指導や、改善を求めた事項については、今後、適正な事務処理が行われるよう対応を図られたい。

また、市の補助金等の執行に当たっては、その財源が貴重な市税等であり、公益上必要がある事業に交付されるものであることに留意し、引き続き適正な執行に努められたい。

3 むすび

シルバー人材センターは、高齢者が培った知識や経験をいかした地域社会の活性化と、高齢者の生きがいづくりに重要な役割を果たしている。定年延長や再雇用制度により退職年齢が延伸していることで会員の高齢化が懸念されるなど、様々な課題はあるが、今後も基本理念である「自主・自立・共働・共助」の精神のもと、高齢者の能力を最大限に発揮した活力ある地域社会の実現に寄与されることを期待する。